

大船渡市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和元年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和2年2月14日

大船渡市監査委員 新 沼 敏 明

大船渡市監査委員 三 浦 隆

令和元年度財政援助団体等（出資団体）監査結果報告書

1 監査の対象

市が資本金等の4分の1以上を出資している法人のうち次の1団体を対象として、平成29年度及び平成30年度の財政状況及び令和元年度の出納その他の事務について監査を行った。

また、当該法人への出資に係る市の担当課に対して、事情聴取を行った。

- (1) 名 称 三陸ふるさと振興株式会社
- (2) 設立年月日 平成元年7月1日
- (3) 設 立 目 的 地場産品の販売、新商品開発製造販売、公共施設及び民間施設の管理運営受託等を行うことにより、地域の産業振興と活性化を図ることを目的に設立された。
- (4) 出 資 額 35,000 千円（出資割合 50%）
- (5) 組 織 取締役 10名（うち常勤1名）、監査役 2名、
職 員 31名（社員 11名、パート 16名、臨時職員 4名）
- (6) 担 当 課 農林課

2 監査の実施期間

令和元年10月19日から令和2年1月30日まで

3 実施した監査手続

監査の対象となった出納その他の事務の執行について、出資団体から事前に提出された資料の内容を監査基準に照らし合わせて事前監査した。

また、実地監査において、農林課から出資に至る経緯等を事情聴取するとともに、出資団体には、関係帳簿及び証拠書類等の提出を求め、その内容について照合確認し、関係職員から事情聴取した。

監査にあたっては、出資団体の財政的援助に係る出納その他の事務が、適正かつ効率的に執行され、出資目的に沿って円滑な団体経営がなされているかを主眼に監査を実施した。

4 監査の結果

出納その他の事務については、出資目的に沿って、概ね適正に執行されているものと認められた。

また、厳しい経営環境の要因となっている「遊・YOU亭」及び「お湯っこ」については、改善計画を作成し、経営改善が図られるよう望むものである。

令和元年度財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査結果報告書

1 監査の対象

市が指定管理者に管理を行わせている公の施設から、監査委員が抽出選定した施設における、平成30年度及び令和元年度の出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 施設の名称 大船渡市防災観光交流センター
- (2) 指定管理者 一般社団法人 大船渡市観光物産協会
- (3) 所 管 課 大船渡駅周辺整備室

2 監査の実施期間

令和元年11月26日から令和2年1月30日まで

3 実施した監査手続

監査の対象となった出納及びその他の事務の執行について、公の施設の指定管理者及び所管課等から事前に提出された資料の内容を、監査基準に照らし合わせて事前監査した。

また、実地監査において、関係帳簿及び証拠書類等の提出を求め、出納及び施設の管理運営状況等について照合確認するとともに、関係職員から事情聴取した。

監査にあたっては、公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の結果

指定管理者による出納及び施設の管理運営状況等については、概ね適正に行われているものと認められた。

ただし、指定管理者の定める会計処理規則によらない取り扱いが一部見られ、口頭で改善等の指示を行った。